

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、過去の大規模災害¹における応急仮設住宅の早期提供等に関する課題やボトルネックを把握・整理するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震が想定されている地域における、応急仮設住宅の提供等に関する、被害想定を踏まえた地方公共団体等の取組状況や国の支援等の状況を調査し、その円滑・迅速な提供等に資する方策を検討することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

ア 東日本大震災後に大規模な地震災害があった被災地

平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）の被災地方公共団体（2）
（熊本県、熊本市）

令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）の被災地方公共団体（6）
（石川県、輪島市、珠洲市、志賀町、新潟県、新潟市）

イ 南海トラフ地震又は首都直下地震が想定されている地域²

都道府県（12）

（東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県）

救助実施市³（3）

（横浜市、名古屋市、神戸市）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）（12）

関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（中部、近畿、九州）

¹ 本調査において「大規模な地震災害」とは、応急仮設住宅が1万戸以上供与された地震災害をいう。

² 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項又は首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項に基づき、内閣総理大臣が指定している地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）又は区域（首都直下地震緊急対策区域）内の地方公共団体を調査対象とした。

³ 内閣総理大臣の指定により、被災者の救助を自らの事務として実施できる指定都市をいい（災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の2）、令和8年3月時点、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、名古屋市、さいたま市、京都市及び千葉市の計13市が指定されている。

四国行政評価支局
行政評価事務所（兵庫）

4 実施時期

令和7年5月～8年5月